

令和6年産主食用米の「生産の目安」について

令和5年12月21日
宮城県農業再生協議会

宮城県における令和6年産主食用米の「生産の目安」の算定方法は、「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」（平成29年4月策定、宮城県農業再生協議会）に基づき、国が示す全国の需給見通しや地域農業再生協議会の「生産計画」等を踏まえ、以下のとおりとする。

1 宮城県の「生産の目安」の算定方法

（1）宮城県の基本数量

国が示す全国の需給見通し（主食用米等生産量、令和6年産669万トン）に、国全体の数量に占める本県産米のシェアを乗じた数量を令和6年産の「宮城県の基本数量」(A)とする。

本県産米のシェアは、農林水産省が「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において公表する需要実績の直近5か年（平成30/令和元年～令和4/5年）のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸3か年の平均値から算出した 4.7980…%とする。

$$\begin{aligned} \text{令和6年産の宮城県の基本数量 (A)} &= 320,989 \text{トン} \\ &\quad (\underline{669 \text{万トン} \times 4.7980\cdots\%}) \end{aligned}$$

（2）事前契約数量の集計

地域農業再生協議会から報告された「生産計画」を基に、令和6年産の事前契約数量(B)等を集計する。

事前契約は播種前（令和6年4月）までに契約し、契約書等によりその事実を宮城県農業再生協議会が確認したものを対象とする。「生産の目安」決定後に契約したものについては、需要に応じた生産と見なす。

- ① 令和6年産の事前契約数量の合計(B)が、令和4年産の事前契約実績(C)を上回る場合

販売が確実な新たな需要として増加した事前契約の積み上げ数量(D)を「宮城県の基本数量」(A)に積み上げる。

$$(B) - (C) = \text{事前契約の積み上げ数量 (D)}$$

② 令和 6 年産の事前契約数量の合計 (B) が、令和 4 年産の事前契約実績 (C) 並み又は下回る場合

事前契約の積み上げ数量 (D) は 0 トンとする。

令和 6 年産の事前契約の積み上げ数量 (D) = 0 トン (現時点で②に該当するため)

(3) 在庫数量の考慮

過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置を取る。

宮城県産米の民間在庫量は、令和 5 年 6 月末時点での 11.7 万トンであり、コロナ禍前の水準まで改善されている。

令和 6 年産の過剰在庫の解消 (E) = 0 トン (過剰在庫の解消が進んだため)

(4) 「生産の目安」

(1) から (3) により算定される「生産の目安」は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{宮城県の基本数量 (A)} &= 320,989 \text{トン} \\ + \text{ 事前契約の積み上げ数量 (D)} &= 0 \text{トン} \\ - \text{ 過剰在庫の解消 (E)} &= 0 \text{トン} \\ = \underline{\text{「生産の目安」}} &= \underline{320,989 \text{トン}} \\ &\quad (\text{面積換算 } 59,435 \text{ha}) \end{aligned}$$

(5) 考慮すべき調整要素

① 令和 5 年産の国全体の作況指数は 101 の「平年並み」となり、全国の需給は均衡している。今後も需要量は、全国で毎年 10 万トン程度減少することが見込まれる中、引き続き、各産地で需要に応じた生産・販売を行っていく必要があることから、国においては令和 6 年産主食用米の適正生産量を令和 5 年産と同水準に設定した。

② 国の「産地交付金」「コメ新市場開拓等促進事業」「畑作物産地形成促進事業」等の活用により、高収益作物等への転換・定着が進んでおり、主食用米の急激な生産拡大は、これらの取組に与える影響が大きいほか、需給状況の悪化も懸念される。

③ 宮城県の令和 5 年産主食用米の作付面積は「生産の目安」に応じた取組となったが、作況指数が 105 の「やや良」となり、予想収穫量は、「生産の目安」より 16,177 トン多い 323,800 トンが見込まれている。

(6) 宮城県の令和6年産主食用米の「生産の目安」

令和6年産主食用米の宮城県の「生産の目安」は、(4)に(5)の要素を勘案して、次のとおり設定する。

令和6年産主食用米の宮城県の「生産の目安」

宮城県の「生産の目安」 56,935ha (307,489トン※)

令和5年産の「生産の目安」と同面積とする

※県全体の数量は、2の(3)で算定する地域農業再生協議会別の「生産の目安」(数量)の合計となる。

2 地域農業再生協議会別の「生産の目安」の算定方法

(1) 地域農業再生協議会別の基本数量

「令和5年産の地域別的基本数量」に、「令和6年産米の県の増減率」(G)を一律に乗じた数量を、「令和6年産の地域別的基本数量」(H)とする。

令和6年産の地域別的基本数量 (H)

$$= \text{令和5年産の地域別的基本数量} \times \text{令和6年産米の県の増減率 (G)}$$

$$\text{※令和6年産米の県の増減率 (G)} = \frac{\text{令和6年産の宮城県の基本数量 (A)}}{\text{令和5年産の宮城県の基本数量}}$$

(2) 地域農業再生協議会別の「生産の目安」

令和6年産主食用米の宮城県の「生産の目安」は、令和5年産の「生産の目安」と同面積と設定したことから、地域農業再生協議会別の「生産の目安」も、令和5年産の「生産の目安」と同面積に設定する。

これに、1の(2)で地域農業再生協議会から報告された「生産計画」の事前契約数量を勘案し、地域別の「生産の目安」を算定する。

(3) 地域農業再生協議会別の「生産の目安」の数量換算方法

地域別の「生産の目安」の数量換算（以下、「地域別の数量換算」とする。）は、下記により設定した単収で地域別の「生産の目安」（面積換算）を乗じて算出する。

※単位は「トン」とし、小数点以下は四捨五入する。

【地域別の数量換算に用いる単収の設定方法】

- ①「地域別の数量換算に用いる単収」（以下、「地域別基準単収」とする。）は、東北農政局統計部が公表する市町村別単収の直近 7 か年（平成 28 年～令和 4 年）のデータのうち、最高値及び最低値を除いた、中庸 5 か年の平均値（以下、「7 中 5 平均」とする。）に「統計補正係数」を乗じて設定する。
- ②令和 5 年産の市町村別単収の公表は 12 月中旬以降であることから、令和 4 年産までの単収を用いる。

$$\text{地域別基準単収} = \text{市町村別単収の 7 中 5 平均} \times \text{統計補正係数}$$

$$\text{統計補正係数} = \frac{\text{令和 5 年産の「地帯別平年単収」(国公表値)}}{\text{「市町村別 7 中 5 平均」から算出した「地帯別平均単収」}}$$

※統計補正係数は、小数点第 6 位を四捨五入して算出する。

3 今後の「生産の目安」検討の方針について

宮城県農業再生協議会では、「平成 30 年産以降の米政策改革への対応方針」を策定し、その方針に基づき、平成 30 年産から「生産の目安」を設定しており、6 年が経過した。

その間、気候変動や、需要量減少の加速化など、米の需給を取り巻く環境は更に変化しており、令和 3～4 年産では緊急的に大幅な減産に取り組んだほか、令和 6 年産については 1 の（5）を考慮した上で「生産の目安」を、基本数量より 2,500ha、13,500 トン減らして設定したところである。

一方で、県産米は集荷団体と卸などの販売先との間で事前契約や複数年契約が増加するなど、販路の確保・拡大に向けた取組が進んでいる。今後も生産者が所得を確保し、営農意欲を損なうことなく、米の主産地として安定的な生産に取り組んでいく必要があることから、需要に応じた「生産の目安」について、地域農業再生協議会や関係機関・団体等からの意見を聞きながら、算定方法などの見直しも含めて検討していく。

令和6年産主食用米「生産の目安」の算定方法

「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」(平成29年4月、宮城県農業再生協議会)に基づく



令和6年産主食用米 地域農業再生協議会別「生産の目安」

地域協議会	数量換算（トン）	面積 (ha)
白石市	4,494	876
角田市	10,248	1,912
蔵王町	2,508	488
七ヶ宿町	587	119
大河原町	1,251	233
村田町	2,390	464
柴田町	2,484	475
川崎町	2,816	570
丸森町	4,132	845
仙台市	12,955	2,463
塩竈市	9	2
名取市	6,782	1,256
多賀城市	938	176
岩沼市	4,535	843
富谷市	1,446	276
亘理町	7,958	1,513
山元町	3,981	773
松島町	2,458	469
七ヶ浜町	265	56
利府町	736	140
大和町	6,397	1,235
大郷町	4,969	952
大衡村	2,993	569
大崎市	46,290	8,401
色麻町	6,880	1,286
加美町	14,309	2,705
涌谷町	8,613	1,566
美里町	12,144	2,204
栗原市	42,282	7,918
登米市	49,210	8,679
石巻市	27,517	4,985
東松島市	9,100	1,679
女川町	5	1
気仙沼市	2,639	558
南三陸町	1,168	248
合計	307,489	56,935